

専門委員会における検討事項等

1．諮問に至る背景

平成 26 年 9 月 11 日、トリクロロエチレンの水質汚濁に係る環境基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準値を見直すことが適切である旨、中央環境審議会より環境大臣に対し答申がなされた。この答申を踏まえ、平成 26 年 11 月 17 日、トリクロロエチレンに係る水質環境基準値及び地下水環境基準値の変更が告示された。

2．今後の検討事項

環境基準の追加や見直しがあった場合、これを受け、水質汚濁防止法に基づく排水規制や地下浸透規制等、環境基準達成のための方策について検討することが必要となる。このため、平成 26 年 12 月 8 日付けで、環境大臣より中央環境審議会に対して、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る許容限度等の見直しについて」諮問が行われた。

基本的な考え方としては、人の健康の保護を最優先しつつ、工場・事業場等からの排出の実態、処理技術の現状等を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- ・トリクロロエチレンの排水基準値の見直し
- ・トリクロロエチレンの暫定排水基準値の設定の必要性
- ・トリクロロエチレンの地下水浄化基準値の見直し
- ・トリクロロエチレンの地下浸透基準値の見直しの可能性 等

3．検討の進め方

第 19 回排水規制等専門委員会以降、概ね 1～2 ヶ月に 1 回の頻度で専門委員会を開催する予定。

今年度内を目途に水環境部会への報告（中央環境審議会答申案）を取りまとめていただきたい。

【今後の予定(案)】

- ・第 20 回専門委員会 報告案の検討 (平成 27 年 1 月)
- ・パブリックコメント実施 (平成 27 年 2 月)
- ・第 21 回専門委員会 報告のとりまとめ (平成 27 年 3 月)

4.1,4-ジオキサンの暫定排水基準について

暫定排水基準の見直しについて、従来は、有識者からなる検討会において対象業種のフォローアップ調査を実施した上で、水環境部会のみで審議していただいていたが、審議内容が技術的な事項のため、今回から、水環境部会での審議前に、排水規制等専門委員会で審議していただくこととし、パブリックコメント手続きを経た上で暫定排水基準（案）をとりまとめた後、水環境部会で審議していただくこととしたい。